

町民の声内容【12月25日】

【タイトル】

議会事務局からの文書に係る意見及び職員の接遇等について

【コメント】

第一 八頭町議会事務局から、陳情の審査結果について(通知)と題した文書を郵送にて受け取った。

「地方消費者行政の拡充を求める意見書の提出」に係る陳情について、その不採択の理由として、「意図が分からない。」とだけ書かれているが、本文書について、以下のとおり、意見及び苦情を申し上げるものである。

まず、この文書を読んだ感想としては、以下の理由から、大変不愉快な思いを抱いたものである。

そこで私は本日、議会事務局に電話をし、文書の記載の意図をただし、常任委員会等が出た意見を尋ねた。

委員会ででたという不採択理由について

(1)「どういう組織の人がだしているのかわからない。」

→そもそも、誰が出したのか、その人がどういった組織に属しているかが陳情の採否を左右するものであってはならないし、内容で判断すべきである。それでも知りたいなら、私に電話で尋ねればいい。

(2)「背景がわからない」

→文書だけで提出の背景がわからなかったのなら、私に電話で尋ねればいい。必要に応じて、参考人として呼べばいい。これらを行わずして、「意図がわからない」というのは、やるべきことを果たしていない。

(3)「理解はできるが、窓口は県」

→たしかに、県も消費生活相談窓口はもっているが、これは広域の地方公共団体である県が持っている窓口である。八頭町など市町村レベルでも、消費生活相談の窓口を確保することは、住民が消費生活相談にアクセスしやすくなる意味において有用であり、そのための自治事務の予算を、交付措置することを求める意見書は、有用であるはずである。

(4)「目的と手段がどうかかわからない」

これこそ意図がよくわからないが、(3)で記載したとおり、自治事務である消費生活相談を県に任せるのではなく、本来独立している自治体の機能、職責として、相談業務がまっと

うできるように、消費者行政強化交付金の強化、予算措置を求める意見書は、手段として、妥当なものであると思っている。

第二 職員の接遇等に係る意見

私が電話した職員の接遇に関して、第一に係る意見を伝えたところ、「私に言われても」という旨の発言があり、また、電話の態度なども横柄であった。

しかし本来、そうした意見や苦情を聞く事も、事務局の職員の事務の一環であるはずである。

また、当該職員は八頭町自体が、「普及啓発業務は行っているが、八頭町独自に(自治事務として)消費者相談は受けていない」という旨の発言をしたが、それを所管課に確認したところ、実際には委託で行っている旨や、対面での相談は1週間に1回である旨を告げられた。

不正確なことを断言するように言われたので、改善を求めるものである。